

「改憲反対、9条守れ、憲法 を生かそう」の選択を！！

—各党の参議院選挙政策から②

各党の参議院選挙政策の抜粋を資料として、前号(412号)に続けて届けます(順不同)。

【資料】

2013年7月10日 憲法会議

2013年参議院議員選挙 各党の政策から

—憲法、外交・防衛・安全保障、選挙制度問題
などを中心に

【目次】

- 2号 みどりの風
- 2号 生活の党
- 5号 社民党
- 9号 公明党

※新党大地、緑の党等は省略しました。

【みどりの風】

ふかせよう みどりの風の「約束」 日本らしさを守る。

(略)

6 日本国憲法を守り育てます。

○日本国憲法の基本原理「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」を堅持します。

○憲法 96 条の改正には反対。立憲主義を守り、権力の暴走を許しません。憲法改正は可能であるべきですが、国民による自主的な改正でなければなりません。

○国民投票制度を導入します。憲法改正に限らず原発や尊厳死など重要なテーマについて国民の声を直接聞くことができるようにします。

みどりの風の「めざす社会」(社会変革のための政策集)

「めざす社会」4 人と自然の共生社会を構築します。

奪い合う外交より分かち合う外交 国際関係

対立を克服する共存の世紀をめざす。「人間の安全保障」を機軸に、日本への信頼に基づく積極的な発信型外交を展開します。

○「人間の安全保障」を機軸とする外交／○沖縄本位に日本全体で考える沖縄基地問題／○竹島の領有権問題について国際社会に発信／○尖閣諸島問題について台湾やアセアン諸国との連携強化／○拉致問題解決のための国際協力体制の強化／○日本の姿勢を積極的な発信（非核三原則の堅持や自衛隊の位置づけ等）／○自然災害、原子力災害、感染症、対テロ対策等の人間の安全保障に立脚した自衛隊機能の充実と活用

「めざす社会」5 国民一人ひとりを守る国・日本をめざします。

憲法を守り育てる 憲法問題

日本国憲法の基本原理「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」を堅持します。憲法改正は可能であるべきですが、国民による自主的な改正でなければなりません。

○憲法は国家権力を縛るもの、立憲主義を守る、国家権力の暴走につながる 96 条改正反対／○主権者としての国民の意識向上、民主主義の成熟のためのシチズンシップ教育の推進／○国民投票制度を導入／○国民的議論の活性化、メディアの正しい活用／○一票の格差是正、的確な民意の反映を実現する抜本的な選挙制度改革／○日本の戦後の信頼回復の基礎である 9 条の改正反対

みどりの風の「約束」

消費税増税凍結(略)／内需拡大による景気回復(略)／TPP 反対(略)／原発ゼロ社会実現(略)／若者女性の活躍(略)／憲法 96 縦横改正反対 日本国憲法の基本理念「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を堅持します。立憲主義を守り、権力の暴走は許しません。国民投票制度を導入します。

【生活の党】

参院選重点公約 「いのち」と「暮らし」と「地域」を守ります！

生活の党 参院選公約 2013 「いのち」と「暮らし」と「地域」を守ります！

(略)

日本国憲法は戦後の日本社会の再建、発展における道標であり、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、国際協調というその 4 大原則はあらゆる法律の根幹とし

て、国民 1 人ひとりに滋養を与え、「いのち」、「暮らし」、「平和」を守ることに多大な貢献をしてきました。こうした憲法の基本理念、原理は現在でも守るべき普遍的価値です。ただし、憲法の基本理念と原理を堅持した上で、時代の要請を踏まえ、国民の合意ができるならば、国連の平和活動、国会、内閣、司法、国と地方、緊急事態の関係について一部見直し、加憲します。

(略)

生活の党 参院選政策項目一覧 「いのち」と「暮らし」と「地域」を守ります！

【Ⅰ、憲法：いのち、暮らし、平和を守る基本理念を堅持する】

1. 第 96 条の改正手続規定を堅持
2. 新しい人権を規定
3. 平和主義に基づき自衛権を行使
4. 国連平和活動への積極参加
5. 国会の行政監視機能の強化
6. 国と地方の権限の明確化
7. 緊急事態の規定を整備

【Ⅷ、外交・安全保障：平和を自ら創造する】

1. 真の日米同盟の確立
2. 善隣友好関係の推進
3. 拉致問題の早期解決
4. 自衛権の行使は専守防衛に限定
5. 国連平和活動への積極参加
6. 核軍縮の先頭に立つ
7. 国民主導外交の推進

【Ⅰ、憲法：いのち、暮らし、平和を守る基本理念を堅持する】

日本国憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、国際協調という 4 大原則はあらゆる法律の根幹として、「いのち」、「暮らし」、「平和」を守ることに多大な貢献をしてきた。こうした憲法の基本理念・原理は、現在でも守るべき普遍的価値であり、引き続き堅持する。その上で、時代の要請を踏まえ、国民の合意があるならば、国民の権利、国連の平和活動、国会、国と地方、緊急事態等の関係で一部見直し、加憲する。

1. 第 96 条の改正手続規定を堅持

国民主権から発する四大原則の安易な改正を認めないという日本国憲法の趣旨（硬性憲法）から、現行の改正手続規定（96 条）は、堅持する。

2. 新しい人権を規定

「プライバシー権」・「知る権利」について、その内容を明確にして憲法に規定する。
国による「環境保全の責務」を憲法に規定する。

3. 平和主義に基づき自衛権を行使

日本国憲法の平和主義に基づき自衛権及び自衛隊については、現行の規定（9 条）を堅持する。

4. 国連平和活動への積極参加

国連の平和維持活動に自衛隊が参加する根拠を規定する。国連の平和維持活動への参加に際し、世界平和のために積極的に貢献する旨を規定する。

5. 国会の行政監視機能の強化

会計検査院を改組しつつ、国会の付属機関と位置づける。政府に対する行政監視機能をさらに実効的なものとするため、国会の少数者調査権の規定等により国会の民主的行政監視機能を強化する。

6. 国と地方の権限の明確化

地方公共団体が真に必要な施策を自らの判断と責任において策定・執行できるようにするため、国の役割を国家の根幹に関わる事務に限定するなど国と地方の役割分担及び権限配分の基準について明記する。

7. 緊急事態の規定を整備

緊急事態に際し、対応策を迅速かつ適切に推進することができるよう、内閣による緊急事態宣言の根拠規定その他の緊急事態の際、民主的統制を確保し対処するための規定を整備する。

【Ⅷ、外交・安全保障：平和を自ら創造する】

日本国憲法の理念に基づき、国家を守り、世界の平和、地球環境の保全に貢献する。憲法第9条を堅持し自衛権の行使は専守防衛に限定する。米国とは対等な日米関係を築き、中国、韓国をはじめ、アジア諸国との信頼関係を醸成するとともに、世界の先頭に立って核軍縮を促進する。

1. 真の日米同盟の確立

日米両国の相互信頼関係を築き、対等な真の日米関係を確立する。そのため日米同盟は日本の安全保障の根幹ではあるが、日米地位協定を改定、航空法特例法を改正し、日本領空においても米軍機も自衛隊機同様の運用にする。普天間基地の辺野古移転計画は中止し、国外・県外への移設を検討する。

2. 善隣友好関係の推進

中国、韓国をはじめ、アジア諸国との信頼関係の構築に全力を挙げ、連携を強化する。日中間、日韓間における歴史認識や争点となる領土等の諸問題について官民の専門家が日常的に協議する国際会議の場を常設する。

3. 拉致問題の早期解決

北朝鮮の拉致問題は人権問題かつ我が国への主権侵害であり、断固として主体的、先導的にその早期解決を図る。

4. 自衛権の行使は専守防衛に限定

日本の平和と安全を脅かす急迫不正の侵害等を受けた場合には、日本国憲法の平和主義、第9条に則り自衛権を行使する。それ以外で実力行使しない。

5. 国連平和活動への積極参加

国連憲章や日本国憲法前文の国際協調精神に則った安全保障基本法を制定し、国連平和維持活動への参加を進める。

6. 核軍縮の先頭に立つ

唯一の被爆国として、「核兵器のない世界」を実現するため、積極的に取り組み、国際社会において主導的な役割を担う。

7. 国民主導外交の推進

国民が主導する外交を推進するため地域間外交、民間・草の根外交、更にはスポーツ、文化交流等を積極的に展開する。政治家同士の定期的かつ率直な意見交換、信頼関係構築のために諸外国政党との党間交流を促進する。

【社民党】

参議院選挙公約2013【総合版】 ～強い国よりやさしい社会～

社民党はめざす～「強い国よりやさしい社会」

(略)

さらに、憲法第96条の憲法改正手続きを緩和するのを突破口に、自衛隊を「国防軍」に変え「集団的自衛権の行使」を可能にするとともに、国民の基本的人権を「公益又は公の秩序」によって制限するなど、平和憲法の全面改訂を狙っています。まさに私たちの先輩が築き、今日まで受け継がれてきた、平和と民主主義そのものが危うくなり、くらしと憲法は最大の危機を迎えています。

しかし、今政治が最優先に取り組むべきは、憲法を「改正」して「強い国」をめざすことではなく、被災地の復興、原発事故の収束、くらしと雇用の立て直しであるはずで

す。私たち社民党は、安倍政権のめざす「戦争できる国」、「世界で一番企業が活動しやすい国」ではなく、一人も切り捨てられない、平和で人間らしく安心して暮らすことができる「やさしい社会」をめざしています。その基本となるのが、戦争の放棄や幸福追求権、生存権などを規定した日本国憲法です。

(略)

改憲が唱えられ、民意がないがしろにされている今日だからこそ、国会での私たち社民党の立場と存在がますます重要になっている、と感じています。私たち社民党は、戦後一貫して、平和憲法にこだわり、働く者と平和のために闘ってきました。くらしと雇用を立て直し、また憲法改悪と戦争への道を許さないため、党の存在意義をかけて、先頭に立って頑張ります。

5つの約束 約束★改憲を阻止し、憲法をいかそう

今、日本国憲法と日本社会そのものが危機に瀕しています。私たち社民党はその危機に真正面から向き合い、先頭に立って、また多くのおみなさんと共に危機を打開していきます。

安倍首相はことあるごとに「戦後レジームからの脱却」を強調しています。「戦後レジーム」とは、先の大戦の反省に立ち、二度と戦争はしないという決意の下で生まれた、「平和主義」、「国民主権」、「基本的人権の尊重」を柱とする平和憲法から脱却するという主張に他なりません。それはこの日本を、その時々政権与党や国家権力といった権力者が自由に操作できる国に変えてしまうということです。まさに「日本を取り戻す」というのも、私たちから平和主義、国民主権、基本的人権を取り上げることであり、私たちの先輩が築き、今日まで受け継がれてきた、平和と民主主義、そして基本的人権そのものが危うくなっています。

そして安倍首相は、憲法尊重擁護義務に違反し、改憲発議にかかわる憲法第96条の「改正」に取り組もうとしています。その先には、自民党の「日本国憲法改正草案」があります。集団的自衛権の行使の容認や国防軍の設置を提起し、また、「公益及び公の秩序」によって、「基本的人権」を制約できるようになっています。「戦争できる国」づくりを進めるため、第9条「改正」をはじめとした平和憲法の全面改定が狙われています。

立憲主義を破壊し、憲法第9条「改正」につながる、憲法第96条「改正」に反対します。平和憲法は変えさせません。幸福追求権や生存権をはじめとする平和憲法の価値を現実のくらしと政治にいかします。

①憲法改正の発議要件を緩和する第96条「改正」は、国家権力を縛るためにある「立憲主義の憲法」の立憲主義の本質を破壊するものであり強く反対します。

②日本国憲法の「平和主義」、「国民主権」、「基本的人権の尊重」の三原則を遵守し、憲

法の保障する諸権利の実現を第一として、国民の生活再建に全力をあげます。

③日本国憲法は、21世紀の時代を先取りする価値を持っています。平和、福祉、人権、地方自治などの憲法理念の具体化のための法整備や政策提起を進めていきます。平和憲法は変えさせません。

④平和憲法の理念の実現をめざし、「平和基本法」を制定します。憲法の理念に反する自衛隊の実態を、必要最小限の水準に改編・縮小します。

⑤「武器輸出3原則」を厳格に守り、法制化を求めます。集団的自衛権の行使を可能とするための憲法解釈の変更に強く反対します。自衛隊の海外派遣のための恒久法や、言論・表現の自由を侵す秘密保全法の制定に反対します。

15の提案

(略)

13. 政治改革

○現行選挙制度における「一票の較差」、「死票」、得票率と議席率の「乖離」をなくし、多様な民意が反映する公平な選挙制度とするため、比例代表中心の選挙制度へ抜本的に改革します。また、選挙制度の改正に当たっては、各党派の合意を尊重し、少数会派の切り捨てにならないよう求めます。

○参議院の選挙制度については抜本改革し、選挙区選挙を都道府県単位から全国11ブロック単位に改め、「一票の較差」を是正します。

○議員の定数は、立法機能の在り方や国会が果たすべき行政監視の役割、民主主義を保障する有権者の代表などの観点から、適正な議席数を確保すべきであり、財政事情、ましてや増税と絡めて議論すべき性格のものではありません。また、日本の議員定数は各国と比べ少なく、議員定数の削減は、官僚主導の政治に取り込まれる恐れもあります。よって、定数削減、特に民意を議席数に反映しやすい現行制度における比例定数の削減に反対します。

○インターネットを使った選挙運動を全面解禁するにあたっては、視覚障がい者の方などへの対応に万全を期すとともに、個人のプライバシー情報やビッグデータの取り扱いについての議論を喚起します。

○政党や政治家の情報を入手する機会の拡大や有権者との対話を重視する観点から、戸別訪問の解禁、立会演説会の開催、高齢者が多く利用するFAXを使用した選挙活動の解禁など、選挙運動に対する規制のあり方を原則自由化の方向で見直します。そのため、抜本的な公選法見直しのための各党協議会の開催を求めます。

○選挙の公正性の確保や有権者の選択の拡大、多様で活力ある政治を実現するため、同一選挙区からの世襲立候補や政治団体の継承を制限します。また、会社などを退職しなくても立候補できる立候補休職制度・在職立候補制度の導入や供託金の引き下げなどで、だれもが立候補しやすい選挙制度に改革します。

○政党や政治資金団体への企業・団体献金をただちに禁止します。「抜け道」に使われている側面がある政治団体の機関紙誌への広告料の規制、迂回献金の禁止、政治団体の献金規制などを実現します。

○内閣官房機密費（報償費）の透明化に向けた法律を制定します。

○自治体首長・議員の私設秘書の追加、構成要件の明確化、第三者供賄規定など、あっせん利得処罰法の強化改正に引き続き取り組みます。

○政治資金の透明性を向上する観点から、国会議員ごとに政治資金収支報告書の中央・地方の一元的把握、政治家の資金管理団体、政治団体、後援会の連結決算の実現を求めます。

○政治倫理審査会を改組・拡充し、政治倫理委員会を常任委員会として設置します。国会議員の資産公開に対する実効性の確保などの面から政治倫理法を改正します。

○秘書などの会計責任者が政治資金規正法に違反した場合、議員本人も失職するなど、監督責任を強化するようにします。

○税額控除の拡大やネット献金の推進などで個人献金を広げます。また、年間5万円超の党費や会費を寄附金控除の対象とみなすことを検討します。

○民意を反映する比例代表制度を中心とする選挙制度への改革をめざします。

○国民の政治への信頼回復を目指し、政党への企業・団体献金の禁止、秘書に対する監督責任の強化など、政治資金規正法をすみやかに改正します。

○国民の多面的な意思をより良く国会に反映するとともに、衆議院及び内閣に対するチェックアンドバランスを発揮するよう、参議院の改革に取り組みます。

○行政改革の目標は、国民・住民の視点で、真にゆとりと豊かさを実感できるように、新時代にあう政治行政制度へのモデルチェンジを行うことです。明治以来の中央集権、官主導の行政から地方分権、情報公開の徹底を通して、主権在民にふさわしい市民主導の開かれた民主的な行政への質的な改革を進めます。

(略)

15. 外交防衛

1. 領土問題は、長期的な視野で解決を目指します

○領土領域の主張を強めれば、相互の偏狭なナショナリズムを刺激しあって、緊張がエスカレートすることは必至です。挑発的な対応を控え、長期的な視野で対話を積み重ねることが必要です。

○竹島だけでなく、尖閣諸島、北方領土問題についても、国際司法裁判所等の第三者の視点を入れた解決をめざします。

○領土紛争のために警察力、防衛力などの実力を行使することに強く反対します。南西諸島への自衛隊配備は認めません。

2. オスプレイ配備反対！ 軍事同盟依存から多国間の安全保障体制構築へ転換します

○国土面積の0.6%に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設・区域の74%（約233平方キロメートル）強が集中し、とくに人口が密集する沖縄県中部地域の土地の約24%が米軍施設に占められるという異常な状態が続いています。沖縄の基地負担の軽減、基地の整理・縮小を最優先の課題として取り組みます。

○世界一危険な飛行場と言われる普天間飛行場に、世界一危険な航空機と言われるオスプレイを配備することに強く反対します。日本全土で展開される予定のオスプレイの低空飛行訓練に強く反対します。

○沖縄の基地負担の軽減、基地の整理・縮小は最優先の課題です。辺野古新基地建設、東村高江のヘリパッド建設に反対します。普天間飛行場については、あくまで県外・国外への移設による即時閉鎖・返還を求めます。米軍基地にともなう爆音被害は許しません。

○与那国島への自衛隊配備に反対します。

○在沖縄米軍基地の夜間外出禁止措置の恒久化、日米地位協定の全面改正を求めます。「思いやり予算」を段階的に削減します。

○米兵の事件・事故から住民を守るために、在日米軍基地の夜間外出禁止措置の恒久化を求め、公務外の夜間外出について日本側によって出入の管理を行なわせるよう求めます。基地外居住を縮小し、管理を強化します。日米地位協定の全面改正を求めます。

○本来負担する必要がない「思いやり予算」を段階的に削減します。「思いやり予算」の対象の拡大には強く反対します。

○日米安保条約の軍事同盟の側面を弱めながら、将来的に経済や文化面での協力を中心にした平和友好条約への転換をめざします。

○アジア・太平洋の多国間安全保障対話を推進させます。六国協議の枠組みを発展させ、北東アジア非核地帯と地域安全保障機構の創設をめざします。

3. 朝鮮半島の非核化と、戦後処理問題の全面的な解決に全力をあげます

○非軍事面のあらゆる手段を用いて、北朝鮮に核開発・保有の断念を迫ります。単純な「制裁」のみでは何も解決しません。北朝鮮との国交正常化交渉を再開し、粘り強い外交交渉によって拉致問題と戦後処理問題の解決をめざします。

○国会図書館に戦争の事実調査を行なう恒久平和調査局を設置するための「国立国会図書館法改正案」の早期成立をめざします。また、「慰安婦」問題の最終的な解決をはかるために「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の成立をめざします。強制連行、中国残留孤児問題など、残された戦後処理問題の早期解決に取り組みます。旧日本軍兵士の遺骨収集をすすめます。

○広島・長崎で被ばくしたすべての人が認定されるように、原爆症認定基準を全面的に見直します。被ばく二世・三世を含めた包括的な被爆者救済のため被爆者援護法の改正を追求します。

○東京大空襲をはじめとする戦争被害者を救済するため、弔慰金の支給や被害の実態調査、追悼施設建設などを柱とする空襲被害者等援護法を速く制定します。

○強制連行問題について政治解決をはかるため、ドイツの「記憶・責任・未来財団」にならって国と企業の負担による基金を創設することを検討し、被害者・遺族への補償を行ないません。

○アジアの人々と共有できる歴史認識をつくるため、共同の歴史研究を積み重ねます。

○戦争犠牲者を慰霊するため無宗教で対象を軍人軍属に限らない新たな慰霊施設の建設を検討します。靖国神社への政府首脳公式参拝は行ないません。

4. 平和憲法の理念の実現をめざし、自衛隊を縮小・改編します

○憲法の理念に基づく安全保障政策を実現するために「平和基本法」を制定し、肥大化した自衛隊の規模や装備を必要最小限の水準に改編・縮小します。

○新規の正面装備の契約を控え、防衛費に占める歳出化経費の割合を抑制します。防衛調達をめぐる不祥事の再発防止をはかるため、防衛予算の透明化をはかります。

○「専守防衛」の理念の厳守を求め、攻撃的な装備の保有を抑制します。非現実的で膨大なコストを要するミサイル防衛のための装備の整備は凍結します。

○集団的自衛権の行使を可能とするための憲法解釈の変更に強く反対します。自衛隊の海外派遣のための恒久法や、言論・表現の自由を侵す秘密保全法の制定に反対します。

○海賊問題への対処については、海上保安庁の機能を強化したうえで警察力（海上保安庁）を主体とするものに組み換えます。

○「シビリアン・コントロール」の理念を実質化し、情報公開を進めます。「武器輸出3原則」を厳格に守り、法制化を検討します。

○イラク戦争開戦とイラク戦争への日本の協力の過程の是非について、公式に検証するための委員会を国会に設置します。

○自衛隊内部での人権侵害を防ぎ、自衛官の労働条件等を守るために外部の目で外部の目で検証・監督する「自衛官オンブズマン」の制度の創設を検討します。

5. 国連中心の外交政策をすすめ、非軍事面の国際協力を推進します

○安全保障理事会のあり方を見直すなど、国連の民主的改革を推進し、大国主義ではない民主的な国連をめざします。

○政府開発援助（ODA）予算を、国民総所得の0.7%という国際目標の実現に向けて増額します。ODAを途上国の貧しい人々の生活向上や自立に真に貢献するものに改革します。

○ODAの質を確保するための「援助・開発効果」の考え方に立脚し、途上国の開発政策を

尊重し、ODAの説明責任を強化し、他の援助国や国際機関・NGOなどと協調して援助を行なうなど、長期的な視点で国際社会の信頼を得られる援助外交を目指します。

○世界の貧困を2015年までに半減することを掲げた国連の「ミレニアム開発目標（MDGs）」の実現を推進するとともに、すでに制定プロセスに入っている2016年以降の開発目標や枠組み（ポストMDGs）が、真に途上国の貧困解消に役立つものになるように、国際交渉における日本のリーダーシップ発揮に努めます。

○ODAを社会開発、人権、女性支援、環境保全など「人間の安全保障」重視に転換します。人権の視点を援助の基礎に据える「権利ベース・アプローチ」（RBA、経済的・社会的・文化的権利を含む人権の概念を中心に据えた開発を行なうこと）をODAの理念として採用します。

○ODAの目的や役割について定めた「ODA基本法」を制定し、現在各省庁に分かれているODAを一本化し、上位政策の形成から案件実施までを統合的に管理・運営出来る効率的な開発援助行政の仕組みを整えます。

○海外の大規模災害への緊急援助や、途上国の開発支援のための協力などに積極的に取り組みます。国連平和維持活動（PKO）への参加は、憲法の枠内の人道的な活動に徹します。

○アフガニスタン復興支援や南スーダン支援については、非軍事・文民・民生を原則として人道面の支援に積極的に取り組みます。

6. 北東アジアの非核化、核も戦争もない21世紀をめざします

○外交・安全保障関係の情報公開のありかたを検討してルール化をはかり、いっそうの情報公開をすすめます。

○国是である非核3原則（持たず、つくらず、持ち込ませず）を厳守し、法制化をめざします。

○核兵器の役割を縮小させるために拡大抑止（核の傘）の役割を対核兵器に限定し、核兵器国による消極的安全保証を再確認します。核兵器国に核の先制不使用宣言をよびかけ、条約化をめざします。将来的には核兵器禁止条約の制定を目指します。

○CTBT（包括的核実験禁止条約）発効やカットオフ条約の具体化を目標に、関係国への働きかけを強め、NPT体制の強化をめざします。NPTの厳格運用をはかり、NPT非加盟国への原子力協力は行ないません。

○核拡散につながるプルトニウム利用政策を転換し、国際的にも批判が強い六ヶ所村の核燃料再処理施設の計画を中止します。

○対人地雷、クラスター弾に続いて劣化ウラン弾を禁止する条約の実現をめざします。

○広島・長崎で被爆したすべての人が認定されるように、原爆症認定基準を全面的に見直します。被爆二世・三世を含めた包括的な被爆者救済のため被爆者援護法の改正を検討します。

【公明党】

参院選重点政策

（略）

V 安定した平和と繁栄の対外関係

日米関係の基盤を強化するとともに、近隣諸国とは、対話と協議により領土を巡る外交問題を解決に導き、関係改善を図ります。また、憲法の「平和主義」や非核三原則を堅持し、日本独自の平和外交を進めます。

1 中・露・韓など近隣諸国との関係改善

①定期的な首脳会談を実現

中国・ロシア・韓国など近隣諸国との関係の再構築を図るため、定期的な首脳会談の実現

など政治家や指導者同士の対話を推進します。同時に青少年交流や環境、社会福祉、学術、文化などにおける人的交流を促進します。

②北東アジアの平和と安定

核実験やミサイル発射など北東アジアの平和と安定に重大な脅威となっている北朝鮮に対して、国際社会が結束して断固たる対応を取ります。同時に、6カ国協議を再開し、拉致、核、ミサイル問題の包括的な解決に取り組みます。

③日中間の海上連絡メカニズムを構築

日中間の偶発的な衝突回避を目的とした「海上連絡メカニズム」の構築など、不測の事態を未然に防ぐシステムづくりを推進します。

④東アジア環境協力（PM2.5、黄砂対策など）

PM 2.5や黄砂、酸性雨などに関し、大気環境改善を図るため、日中韓3カ国で、互恵的な研究・技術・教育面での協力や自治体間の交流などを進めます。さらにASEAN諸国等を含む、東アジアの環境協力の枠組みづくりをめざします。

2 経済連携、資源外交の推進

①日・中・韓、日・EUなど経済連携協定を推進

TPP交渉と並行して日中韓の自由貿易協定（FTA）や東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などに主導的に取り組みます。アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の成立をめざすとともに、日・EU経済連携協定（EPA）などの貿易ルールづくりを積極的に推進します。

②資源確保のための外交を推進

安価な天然ガスやレアメタルなど資源の安定的な供給を確保するため、資源供給国との関係を強化するとともに、供給国の多角化を図るなど、戦略的な資源・エネルギー外交を推進します。

当面する重要政治課題

（略）

3 TPP交渉で国益の最大化を

政府は、日米首脳会談の「共同声明」で「聖域なき関税撤廃ではない」と確認しました。これを前提にTPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉参加を表明しました。その後、参加11カ国すべてが日本の交渉参加を了承したことで、7月下旬に日本は交渉会合に参加する見通しです。

TPPに参加すれば、日本製品の輸出増が期待されます。さらに消費者の立場からは輸入品が安く手に入るなどの経済的効果があります。地域の中での貿易ルールを統一していくことで、日本が競争できる分野をさらに強くしていける意義があります。

一方、TPPは包括的な経済連携協定であり、貿易や農業に加え、医療・食品安全など広く国民生活に影響を及ぼします。今後のTPP交渉に際しては、わが国農業の多面的機能、食糧自給率の向上に深く配慮することが必要です。コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目については関税

撤廃から除外、または再協議の対象となるよう政府に求めるとともに、国民生活に直結する国民皆保険制度や食品の安全基準についても守り抜きます。

政府にはTPP交渉に関して、積極的な情報開示を行い、国民的な議論を経てコンセンサス（合意）をつくることを求めます。守るべきものを守り、勝ち取るべきものを勝ち取る姿勢で臨み、国益の最大化に努めることを求めます。

さらに、アジア太平洋地域での新しい貿易ルールの確立をはかることも大きな課題です。TPP協定交渉だけでなく、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想の実現に向けて、

日中韓 F T A（自由貿易協定）や、東アジア地域包括的経済連携（R C E P）などを同時並行で進めていくことをめざします。

4 領土主権に毅然と対応、平和的な解決を

近隣諸国がわが国の主権を脅かす行為が続いています。領土と主権を巡っては毅然とした対応を貫くとともに冷静な対話を通じた戦略的外交を進め、平和的な解決をめざします。また、わが国の立場の正当性を主張するため、全世界に向けた効果的な情報発信の強化が必要です。

尖閣諸島は、日本が今日まで有効に支配を続けていて、日中間に領土問題は存在しません。同海域保全のための海上保安庁の人員増や、装備の強化・充実など、尖閣諸島に対する有効な支配を強化する必要があります。

竹島は、歴史的にも国際法上もわが国の固有の領土であり、このことをあらゆる手段を講じて強く国際世論に訴えます。そして国際法にのっとり、冷静に平和的な解決をめざします。

北方領土については、東京宣言（1993年）に基づき、四島帰属の問題を解決し早期に平和条約を締結するという従来の方針を維持し、交渉を加

5 もっと民意を。選挙制度改革の実現へ

国会議員の定数削減、選挙制度の抜本改革を早期に実現します。特に選挙制度については、より民意を反映できる制度に改めるべきと考えます。

衆議院については、小選挙区を「0増5減」する緊急是正法が成立しています。これは、前々回の衆院総選挙に対し2011年3月に最高裁が「違憲状態」判決を下した「一票の格差」を是正するものです。昨年末の臨時国会で自公民3党をはじめ、みんなの党、維新の会などほとんどの政党が賛成して成立しました。

さらに昨年12月に行われた衆院選についても各地の高裁で「違憲」判決が相次ぎました。今後さらに最高裁判決も予定されています。「0増5減」は「1票の投票価値の平等」を確保し、最大格差を2倍以内に収める憲法上の要請です。これを受けて「0増5減」の区割り改定法を成立させ、違憲状態を解消しました。

また、定数削減についても、昨年解散前の自民、公明、民主の3党合意があります。自民党と公明党は、比例定数180を30削減して、残り150のうち60を得票率が第2位以下の政党に配分することで、比例定数を削減する一方、この配分によって民意の反映機能の強化に配慮する案をまとめました。

しかしながら、先の国会（第183回国会）における与野党協議では、定数削減と選挙制度の改革については合意が得られませんでした。公明党としては引き続き、定数削減と選挙制度の抜本改革に取り組んで参ります。

参議院については、昨年の解散前に選挙区定数を「4増4減」とすること。次々回の参院選までに選挙制度の抜本改革を行うことを附則に明記した法律を成立させました。さらに、公明党は、現行の都道府県選挙区と全国比例区を廃止し、全国を11程度のブロックに分けた大選挙区記名投票方式への改革を提案しています。

公明党は、衆参両院の役割の違いを踏まえた上で、選挙制度もその役割に応じて考えながら、今後とも引き続き、両院で並行して議論していきます。

6 「加憲」で憲法の発展を

憲法については、昨年12月の自民党との連立政権の発足に当たって、「（衆参各院の）憲法審査会の審議を促進し、憲法改正に向けた国民的な議論を深める」ことで合意されており、国会で着実に審議を重ねるとともに、国民的な議論を深めていくことが最も重要である

と考えます。

基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和主義。この3原則は、日本国憲法の骨格をなす優れた人類普遍の原理です。公明党は、日本国憲法がわが国の今日の発展を築く上で大きな役割を果たしてきたと認識しています。時代に合わせて憲法を発展させるに当たっては、この3原則を堅持しつつ、新たに必要とされる理念・条文を現行憲法に加える「加憲」が最も現実的で妥当な方式と考えます。「加憲」論議の対象としては、例えば、環境権など新しい人権、地方自治の拡充などが挙げられます。

憲法第9条については、戦争の放棄を定めた第1項、戦力の不保持等を定めた第2項を堅持した上で、自衛のための必要最小限度の実力組織としての自衛隊の存在の明記や、「平和主義の理念」を体現した国際貢献の在り方について、「加憲」の論議の対象として慎重に検討していきます。

憲法第96条に定められている憲法改正の手続については、改正の内容とともに議論するのがふさわしいと考えます。公明党は、近代憲法が個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限するという立憲主義に基づくことを踏まえ、通常法律の制定と比べて、より厳格な改正手続を備えた“硬性憲法”の性格を維持すべきであると考えます。

憲法は基本的人権を守るものであるとともに、それを根本として国の形を規定する最高規範です。公明党は、あるべき国の将来像を探る未来志向の視点に立って、真摯かつ丁寧に落ちついた憲法議論を行っていきます。